

第42回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年8月18日（火）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数9名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 井上、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、田巻、中山、水口
- ・欠席委員 ～ 荒井、浦西、小野寺、橋本、三原

配布資料について

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1 前回会議で出された課題を整理したもの（解説文の事務局作成案）
- ・資料2 第41回会議録概要

前回（第41回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前文は、漢字の使い方等を整理した。内容については概ね了ということで、最終段階でもう一度確認することとする。
- ・条文の確認作業については、一部保留しているが、第22条（出資団体等に対する関与）までを終えた。
- ・その中で、主に解説文になるが、4点ほど課題が出てきて、事務局の方で整理するというにしていた。これについては、今日の資料として出ているので、この後協議する。
- ・課題以外、条文等の文言を修正した部分は、今日配布している資料2の会議録概要の最後に「検討のまとめ」として整理しているので、そこで確認してもらいたい。
- ・以上が、前回会議の協議内容。よろしいか。

条例素案（前回課題修正案：資料1）の確認

資料1、第7条（共働の原則）解説修正案

〔中山座長〕

- ・前回の会議で課題としていた解説修正案が事務局から示された。修正内容について事務局の方から説明願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・大きく変わった部分を赤字で記載している。前回の議論では、解説での共働の部分をもう少し強調すべきとの意見があり、第38回資料の素案のP3(下部分)で、「協働」から「共働」へと説明している部分を、言葉を少し変えながら、解説の中に入れて行きたいという意見であった。

〔中山座長〕

- ・素案のP3から抜粋をして、追加修正が行われたものである。皆さんの意見を伺いたい。
- ・私はこれで良い気がするが。

〔合田委員〕

- ・私もこれで良いと思った。

〔中山座長〕

- ・それでは、共働の原則の解説の部分については、このままとする。

資料1、第13条(議会の役割及び責務)解説修正案

〔中山座長〕

- ・次に第13条、議会の役割及び責務に入る。ここでは「けん制」の説明を追加して修正したいという事であった、修正部分について事務局から説明願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・この13条においては、第3項「議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、広く専門家等の知見を生かすように努めるものとする」という条文を新たに加えることになった。
- ・この解説文を含め、「けん制」という部分の解説についても、もう少しその意味を分かりやすくしてはどうかという意見があり、修正案にあるような文言にした。
- ・尚、事務局で整理をした後、正副座長に見ていただいた段階で「けん制」にかかる文言について、副座長の方から意見をいただいた。一番下にあるような形にしてはどうかという意見であり2つの案を出している。

〔中山座長〕

- ・副座長からの意見もいただいているので、この部分も合わせてどの様な文章にしたら良いか皆さんからの意見を頂きたいと思う。
- ・副座長からは、「けん制」という言葉が気になるので、別な言葉「緊張感を保つ」と言う文章で提案していただいた。

〔杉本委員〕

- ・けん制の部分では「なお、情報共有については、議会独自の条例ではなく、既に制定されている北見市情報公開条例において実施機関として含まれています」とあるが、これは文章として何か変ではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・「情報公開」であれば、良い気がする。

〔事務局～企画係長〕

- ・プリントミスであり、元々「情報公開」となっている。訂正する。

〔杉本委員〕

- ・「実施機関として含まれています」とあるが、何が含まれているのかが曖昧になっている感じを受ける。情報共有について含まれているのか、その部分で議会独自の条例ではなくまた別な要素がこの部分で含まれているのか。この文章での説明では、詳しく説明されていない感じを受ける。

〔事務局～企画課長〕

- ・今の「共有」の部分だが、素案の解説では「情報公開について」となっている。「共有」ではなく「公開」に直していただきたい。
- ・条文では、「情報を市民に公開し共有するものとする」とある。そこで議会の情報公開については、情報公開条例を議会独自で持つものと、市の情報公開条例に実施機関としての2通りがあり、それを北見市は後者と説明をしているだけである。

〔杉本委員〕

- ・その「背景」が見えなかった。説明不足になっているのか、混乱させているという雰囲気がある感じを受けた。

〔事務局～企画課長〕

- ・逆に言うと「議会独自で条例を持つ事もできる」或いは「北見市の情報公開条例の中で位置づけられている」という言い方に代えれば分かりやすいかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・「実施機関として位置づけられている」が良いと思う。「含まれている」では、何と何が含まれているのか分からない感じがする。
- ・この部分では北見市と北海道の状況の2段重ねに説明していると思うが、情報公開に関しては、北見と北海道の取組みが保護されている事だと思うのだが、その部分の区切りがない気がする。「例として」という言い方ならば分かると思う。
- ・初めて北見市や北海道の取組み状況が説明されていると思うが。

〔笠原委員〕

- ・結局、議会に対してストレートに書けないので、逆に暗黙の情報公開について、普通であれば議会が作っているところもある。
- ・行政と議会の情報公開について、もともと中味のシステムが若干違うと思うが、それをいきなり今の段階で言ったとしても、或いは議会条例を作りたいと言いたいが、それを一歩客観的、情勢的にどうなのかという事で検討しているので、出来れば議会もこの条例を読んで自発的に行って欲しいという事である。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・今の意見を踏まえ、この様な表現で趣旨を説明してはどうか。
- ・「なお、情報公開については、議会独自の条例を制定している自治体もありますが、北見市では既に制定されている北見市情報公開条例において実施機関として位置づけられています。」これは淡々と事実を述べている。

・ただ、北海道議会においては、新たに制定する動きがあるという部分を付け加えている。

〔事務局～企画課長〕

・これは早期に議会基本条例を作って欲しいという流れになっている。

〔中山座長〕

・今のとおり、修正する。
・次は「けん制」の部分はどうか。

〔水口委員〕

・個人的には使った方が良く思っている。それがあまり刺激的だといわれると何ともいえないが。

〔杉本委員〕

・戻るが解説の道議会の進行形は、解説文がそのまま残ってしまうのであれば、時代錯誤になったりしないか。

〔事務局～企画課長〕

・前回は説明したが素案としての解説文として出すので、条例制定した時の解説には「また、現在・・・」の部分は、なくなる可能性は出てくる。

〔高橋委員〕

・どう言ったものが「けん制」なのか分かりづらいので、副座長案の「緊張感を保つことで、事務事業の不都合等を検証し・・・」の方が具体的で良いと思う。ただ、それに付け加え「調和と均衡」は捨てないで一言入れておいて欲しい。
・「お互いに」と言うのが、条文の方では「市長等と対等かつ緊張ある関係を保持し」と書いてあるが、市政運営の部分では「執行を含む行政運営」と用語がばらばらになっていて、「お互いに」ということが、誰と誰になっているのかが明確になっていない感じを受ける。議員同士なのか、議会という機関と市長なのか、或いは市役所などの行政執行機関なのかが分かりにくい。

〔笠原委員〕

・基本的には二元代表制であり、市長も議員も投票で選ばれているので、お互いに議員同士の会派制や党派制も含めて、もう一度検証した方が良い気がする。むしろ前々に取り入れて良い気がする。
・そして事務事業の不都合といった場合には、事業の取舍選択だけになり数値だけで行く可能性が出てくる。そうすると非常に目先の事業だけに集中せざるを得なくなるという危険性があるので、具体的な事務事業と言うよりも、政策などや中・長期的に「けん制し合う」という目的自体の方が、建設的な方向性、市民や市にとってプラスになるような方向性(利害得失だけではなく)が出てくると思う。
・良い意味で「緊張感を保つこと」だけで終わってしまうと、単なるバトルだけに終わってしまうので、更に「けん制」と言う強い形という本当に全体を向いて言っているのかという意味合いになると思うのだが。

〔水口委員〕

・これを議会や議員の皆さんが、どの様に解釈するのか見たい。だからあえて「けん制」を使うべきだと思っている。けん制と言う言葉を使い、議員の皆さんが真面目に議論を

する所を見たいということが私の本音だ。今の市議会を見ていると、あえて「けん制」という言葉を使って欲しい。

〔中山座長〕

- ・「調和と均衡を図りながら公正な行政を確保する」は、このままの言い方が良いと思うが、最初の部分の「お互いにけん制し合う」か「緊張感を保つ」のどちらが良いと思うか。

〔事務局～企画課長〕

- ・議会の役割としては、「意思決定機関」だという事は条文の方で出てくる。また、「監視」という言葉も「けん制」という言葉も条文に出てくる。
- ・解説で監視も意思決定機関もそのままの言葉で記載されているので、「けん制」という言葉もそのまま使った。
- ・ただ議論の中では「けん制」という言葉は、非常に一方的にけん制している意味の捉え方をしているので、けん制＝建設的な意味があるという事を違う言葉で置き換えた方が良いのではという議論があったので、副座長はこの言葉で置き換えたと感じている。

〔中山座長〕

- ・後ろの方で「調和と均衡を図りながら公正な行政を確保する」とあるので、あえて「けん制」のままで、このままの文章にしたいと思う。
- ・13条は、先ほど解説を修正した「なお、情報公開については、議会独自の条例を制定している自治体もありますが、北見市では既に制定されている北見市情報公開条例において実施機関として位置づけられています。」のみ修正する。

資料1、第20条（行政評価）解説修正案

〔中山座長〕

- ・次の第20条の行政評価について事務局の方から願います。

〔事務局～企画課長〕

- ・この解説の部分で、「費用対効果」や「事業の取捨選択」の部分絡めて記述をすることと、改善後の「追跡・検証」に関する記述をした方が良いのではという意見をいただいたので、それを踏まえての案である。

〔中山座長〕

- ・これは水口委員からの要望でもあった「追跡・検証」の言葉に関する文章を付け加えて欲しいという事で、「改善後の状況や効果、影響などについても検証していくことになります」という言葉が入った。
- ・また数値目標などに関しても追加された。如何か。

〔杉本委員〕

- ・行政評価の「PDCAサイクル」の言葉だが、10年前に町長の公約に入れさせた事があるが、これは方法論であり、いずれ淘汰され変わるかもしれない。
- ・これを日本語に直すと「計画・実行・評価・改善」だと思うので、このPDCAサイクルをそっくりカットしても良いと思うが。

- ・この PDCA サイクルという言葉は、将来固まってしまうような感じがする。「計画・実行・評価・改善」と同じ事を言っていて、2重になっていると思う。
- ・シンプルに「計画・実行・評価・改善」を繰り返していくものです。」で良いと思う。

〔井上委員〕

- ・賛成だ。少し分かりにくい気がする。あえて入れない方が良いと思う。この事を知っている人は少ないと思う。
- ・この事に関連して、「総合計画に基づいて実施する」とあるが、「実施された」ではないのか。実施する段階で評価するという事か。実際された事に対して「評価・検討」ではないのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・それには2つある。行政評価には中間事後という事で行った後にするものと、もう1つは新たな事業を起こす場合、事業を起す前に評価をしてから、それをやるかどうかの判断をするという、事前と事後の部分がある。

〔井上委員〕

- ・「実施する事業を・・・視点で評価をする」では、実施するものを評価するということはおかしいと思うが。実施されたと思っていたら、そうではないという意味なのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・実施する前段に評価するものと実施した後に評価するという事で、評価には2つある。そう言う意味では、実施するという事はこれからやる部分だけという意味に取られかねない。

〔中山座長〕

- ・実施するのであれば両方入ると思う。

〔井上委員〕

- ・実践して評価を得るので、計画、実践、評価、そしてフィードバックするサイクルだと思っていたのだが、そうではないという事か。

〔事務局～企画課長〕

- ・事業をやる段階に評価をして、それから行う。そしてその事業が続けば、当然翌年に行った事業に対して評価をしていくという事である。

〔中山座長〕

- ・とりあえず「評価する」はこのままで良いとする。
- ・「いわゆる PDCA サイクルを」は削除する。

資料 1、第 2 1 条（組織運営等）解説修正案

〔中山座長〕

- ・次に第 2 1 条組織運営等について事務局から説明願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・組織運営の解説では、行政改革に関する記述について追加すべきではないかという意見があり、修正案のように文章を付け加えた。

〔中山座長〕

- ・組織運営の効率化について追加されたものであるが、何か意見あるか。
- ・特に皆さんからの意見がなければ、第21条はこのままで良いとする。

第2章 基本理念

〔中山座長〕

- ・第38回資料1、まちづくり条例(素案)のP9の第2章の基本理念の部分だが、ここで杉本委員からの意見を追加したいのだが。

〔杉本委員〕

- ・自治の本旨と言う部分をきちんと説明しなければ、自発的な自治活動も出来ないという事だと思うが、今日は考えがまだ纏まっていないので、後日意見を述べたいと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは後日の課題とする。

条例素案(個別条文)の確認

第11条(子どもの権利等)

〔中山座長〕

- ・以前から保留していた11条「子どもの権利等」の検討に入る。
- ・まず全体的な内容と、その他何かあれば発言していただきたい。
- ・以前、子どもの年齢の問題もあるが、何かに参加をするのかどうかという井上委員の意見が出ていたと思うが如何か。

〔井上委員〕

- ・「子どもの権利条約に基づき」と言う部分に全てが入っていると思う。この条約の中には、年齢相応にきちんと守られると謳われているので、この一言があれば良いと思う。

〔水口委員〕

- ・子どもの権利条例と言う事では、この文章で良いと思う。しかし現実問題には虐待などがたくさん起きており、この問題を表現する言葉があれば良いとは思っているが、なかなか書けないと思うので、この権利条例と言う言葉でしか表現できないと思っている。

〔事務局～企画課長〕

- ・水口委員から言われた様々な虐待やいじめなどの問題状況だが、北見市まちづくり基本条例(素案)P4 子どもの権利に記載しており、これは北見の特徴である。
- ・そこで2段目に似たような解説があるが、「安全で安心な生活を営む権利を有していますが、虐待やいじめなどにより子どもが苦しめられ、さらには命まで奪われてしまうという悲惨な出来事が後を絶ちません」とあり、こうした状況もこの中で触れている。

〔水口委員〕

- ・権利条例は実態も含めてということ。

〔井上委員〕

- ・子どもの権利条約と言うのは、「かぎ括弧」などをした方がより良い感じを受けるが、それは必要ないのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・条文の中でか。

〔井上委員〕

- ・つけない方が良いのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・つけない方が良い。

〔中山座長〕

- ・確かに強調される。それが許されないのならば、このままで。
- ・気になった点があるが、時代と共に長く使うのであれば、解説の中で「また、近年、」という言葉を使った方が良い感じがする。
- ・更にこれを北見市の特徴の1つにしたいのであれば、「他の町を参考にした」と言う書き方にしない方が、自分たちで1つ守って行くのだという事が強調されると思うので抜いた方が良いと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・それは第2項で「・・必要な支援を行うことを規定します」とある。この事は将来的に作るかどうかは別にして、ここでも北見市として1つの条例を持つ事が出来る。それが子どもに対する支援となるので、この部分を表したい。
- ・そして他の自治体もそう言う動きが出ているという事。基本条例の中で子どもの権利まで謳っているというのは、他になく珍しいので、北見市の特徴としてあげる事は出来ると思う。
- ・抜くことに関しては構わない。

〔中山座長〕

- ・抜いても良いか。

〔笠原委員〕

- ・札幌の場合、子どもの最善の利益を実現するための権利条約という形で出来ている。今言われた子どもの権利の侵害からの救済という事で、救済委員会やオンブズマン制度を作るという事になっているので、「必要な支援」と言う所に、条例が入れるか、入れないかという事だと思う。

〔中山座長〕

- ・ここを取る代わりに何かを入れなければならない。

〔笠原委員〕

- ・後で議論される自治区の活動の付け加えの中に「条例」と出てきているので、解説文であればこの事を出しても良い気がする。
- ・本文に載せる条例作成と違い、解説の支援部分での条例等の支援という表現をしていただくと、より生きた絵になると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・この後に解説の中で同じように出てくるが、なお書きで「そうした動きもある」という

事が入っているのは、条文の中で「別に定めている」という記載を今回はしていないからである。

- ・もし入れてしまったら、それ以外に必要な条例が出てくる可能性があるから、だからそういう新たな動きができるように、あえて条文には謳っていないという言い方をしている。
- ・子どもの権利等も条例を作ると謳っても良いが、他に謳わなかった条文で本当に条例が必要になった時に作れないという事もあり得るので、どこの条例も作れるという形を残しておきたいという形で整理してきた。
- ・だから支援を行うという事は条例を作るという事や、オンブズマン制度を作るという事も支援に繋がるということである。

〔中山座長〕

- ・逆にここだけ書くととなると・・・。

〔事務局～企画課長〕

- ・他も全部そういう整理をしなければならなくなる。
- ・だから解説には、動きとしてこの様な事もあるのだという事で書かせてもらっている。

〔井上委員〕

- ・ここに札幌市などを記載するよりも、北見市では札幌市にあるような3～4年生、5～6年生向けの年齢別に子どもの権利条約を噛み砕いた様なパンフレットはあるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・北見にはないし、作っていない。

〔井上委員〕

- ・そういう事も支援の1つになると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・支援には色々なものが考えられると思う。

〔井上委員〕

- ・大人が、子どもの権利条約の事を知らない人が多いと思う。
- ・だから「かぎ括弧」1つを付けるだけで、子どもの権利条約と言うものが別にあるという事だけでも知らせるサインが必要だと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・その事を解説の部分で、権利条約があるという事を少し詳しく触れている形を取っているが。

〔井上委員〕

- ・本当に知らない方が多いと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・逆に「かぎ括弧」を付ける事により、その部分だけかぎ括弧が付く事になり、それは何故なのかという事になる。

〔井上委員〕

- ・であれば解説の中にそれを入れ、今後これが必要である事を規定し支援を行うという事が実現されれば良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・子どもの権利条約と言うと、固有名詞に近いと思う。「かぎ括弧」付いても良いのでは。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・市では条文の中に、固有名詞をかぎ括弧でくくるという条例はあまり無い。
- ・しかし井上委員が言った解説の中で子どもの権利条約と言う文言を「かぎ括弧」でくくることは可能である。

〔井上委員〕

- ・そう考えるとこれ以上は出来ないのかと思ってしまう。

〔中山座長〕

- ・必要な支援を行うだけだと、弱い感じがする。もっとしっかりと書いた方が良い気がする。笠原委員からの「条例の制定などの支援」などと記載しても良いかもしれない。
- ・しかし、ここだけ書くとバランスが悪いだろうか。事務局としてはどうか。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・統一しなくてはいけない。この部分だけ条例を出して他は出さないという事にはならない。

〔杉本委員〕

- ・必要な支援と言う事は結構出てくるので、用語の定義に入れるのはどうだろうか。

〔中山座長〕

- ・どこかに「必要な支援と条例の制定を含む」ということを書きたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・解説の下の部分に「必要な支援」と出てくるが、この前に何かの言葉を付けたら良いのではないか。「等」という言葉を入れておかなければ、それ以外のものが動けなくなるという事も出てくる。

〔中山座長〕

- ・必要な支援を行うという事は、条例の制定も含むという事も入れた方が良いと思う。

〔井上委員〕

- ・この解説の中に具体的に「大人は、全ての子ども達が等しく権利を行使できるように、家庭、教育、地域が連携し」と1つ言葉を入れても良いものか。

〔事務局～企画課長〕

- ・それは構わない。

〔田巻委員〕

- ・必要な支援と言うと結構大雑把な言い方だ。

〔井上委員〕

- ・では小さなユニットとして、家庭、教育と地域の連携が大事だという事ぐらい入れても良い気がするが。

〔田巻委員〕

- ・「守られる」という言葉も入れても良い気がする。

〔井上委員〕

- ・あまり取組みがされてない。

〔笠原委員〕

- ・その取組みはあっても良いと思うが、解説の3段落目に札幌市ではこういうものを作っているという事が記載され、その下に「必要な支援を行う」となっている。これは今まで条例を制定するという事は、本文にも解説文にも入れないという事でずっと来ていた。
- ・ただ、それを工夫したやり方であれば良いと思う。そして札幌であればこういう条例を策定しているから、当然北見としてもその流れに従って行けば、条例制定は当然ではないかと言う一般的な解釈になるのだろうと思っている。
- ・個人的にはいろいろな場面で条例を制定した方が良いとか審議会や委員会を作った方が良いという事であったが、この条例を作ったときに、多分相当数の政策となり、膨大な作業になると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・神原先生の話でも、やはり基本条例の中にはあまり具体的な政策を並べない方が良くのことであった。
- ・だから考え方を表現していく。必要な支援というのはたくさんあると思う。

〔水口委員〕

- ・今政権や支援をたくさん選挙で訴えている段階だ。どの政党も子どもをどうにかしなくてはいけないという事を言っている。

〔中山座長〕

- ・井上委員が言われた文章を加えて、私はこの3段落目の「また」からを取りたい。
- ・その代わりに「第2項では、大人はすべての子どもが等しく権利を行使できるように、家庭、教育、地域が連携し必要な支援を行うことを規定しています」ではどうか。

〔笠原委員〕

- ・その様にある意味限定をしてしまうと、かえって範囲が狭くなる恐れがあると思う。

〔井上委員〕

- ・「例えば」だけでも入れても良いと思う。何も関わりをしていないのであれば、とりあえずどこかの事例ぐらい入れなければ、家庭も地域も連携していない感じになる。

〔笠原委員〕

- ・表現の1つの方法としては、あらゆる場面と言う言い方もある。

〔井上委員〕

- ・それでも良いかもしれないが、それでは曖昧だ。

〔田巻委員〕

- ・必要な支援と言うと、どれが必要なのだろうと思ってしまう。あっさりしすぎる。

〔井上委員〕

- ・子どもを中心に考えると、一番身近な1つのユニットが家庭、そして教育・地域だと思う。これが普通ではそういうように行かない事で、視野が狭いという事を考えると、同じ姿勢になると思う。
- ・それが駄目であれば「あらゆる場面」となっても良いかもしれないが、子どもを主体に考えると、「例えば」と言うことが考えられると思う。この事が本当に難しい部分だ。これは親の目線で子どもの現状を話し合っているのだから、それは実感する。

〔合田委員〕

- ・「権利を行使できるように、子どもの権利条約制定と必要な支援を行う」という事で、例としてそう言う事があるという部分を入れると狭くなるだろうか。

〔笠原委員〕

- ・事務局の解説案で、全体の流れで「北見市の強い姿勢を表しています」とあり、これはあえて子ども権利条約を基本条約の中に入れていたので、この文面の流れから行くとあまり具体的な例を引き上げないでこういう方向性で行くという方が、むしろこの条例にとっての子ども権利条約の重要性が上がる感じがする。
- ・この子どもの権利条約と言うのは、複雑で難しい中味なので、この条文が出ていればモデル全てだと思う。
- ・第2項で出ている必要な支援と言った場合、権利の行使する場面で守られる権利という事がある。これは先ほど虐待という話があったが、例えば通学路でそれを見かけた大人はどういう対応をするのかという事。下手に声をかければ不審者と見なされ、かと言って見過ごせば、近所の大人は何をやっていたのだと言われる。
- ・だから地域社会は子どもへの視点の問題、大人と子どものコミュニケーションがどんな場面でもできる社会を作らなければならないし、同時進行的にやって行かなければ、今、子どもに声を少しかければ不審者扱いにされる流れもある。片方では子どもを守ろうという事で、ものすごく現実のジレンマと言うのがあって大変である。
- ・そして女性に声をかければ、また問題が出てくるような面倒な話になってくる。
- ・例えばプールでは色々な制約が出てくる。溺れている人に対して、実際にどういう手当てをしていくのかと言う事がある。これは絶対的に命が大事なのだが、その他もろもろと関係ないはずの問題がおきてくるという事もある。
- ・だから北見市としての今後の課題として、きちんと取り組んでいくという事にすると良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「例えば」を入れたらという意見が出たので、「権利を行使できるように、例えば子ども権利条例の制定や家庭、教育、地域が連携して必要な支援を行うことを規定しています」ではどうだろうか。

〔井上委員〕

- ・必要な支援の中に、全てが含まれるのか。中途半端な形であれば入れない方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・井上委員からの家庭、教育、地域の連携と言うのは、子どもの権利の話をする時には、キーワードになるのか。

〔井上委員〕

- ・子どもの権利条約には、子どもの固有の権利と今と同じような権利があるという事。子どもを守る権利と守られる権利の特徴として、身近な親、そして子どもが成長する場として学校・幼稚園であったりする。
- ・結局は大人が子どもの権利を理解する場という事で、家庭、教育、地域が一貫してとい

うことで、ある程度キーワードになると思う。

〔中山座長〕

・それがキーワードになるのであれば、「例えば」を入れた方が良い気がするが。

〔井上委員〕

・中途半端な感じを受けるのでやめた方が良いと思う。このままで良いと思う。

・札幌市はあえて入れなくても良いと思う。最初に北見市の特徴の強い姿勢を示し、後は規定していくという事で持っていくと良い気がする。

〔中山座長〕

・田巻委員からの意見で、「必要な支援」をもっと具体的に書く場所はないか。

〔田巻委員〕

・私は「必要な支援」の前に、「例えば」という言葉を入れた方が良いと思っていた。

〔事務局～企画課長〕

・多分そこに入れると、他の条文にも具体的な例をあげていかななくてはならなくなると思う。

〔中山座長〕

・そういう事もあるので、どこかで纏めて「必要な支援とは」という形で、必要な条例制定を含めて、必要な支援を行うには想像し難いような事も含んでいるという事を、どこかにまとめて書く場所はないか。

〔事務局～企画課長〕

・「支援をする、整理する」という言葉になると思う。「何々を整理する」という条文もある。

・例えばそれが何を表しているのかと言うと、新たな条例制定という事にも繋がるので、そういう条文が出来れば、全てにおいて解説もその様な内容で、何かを抜き出していかなければならない。

〔中山座長〕

・それでは「必要な支援、整理を行う事を規定しています」とすると、条約制定は含んでいるのか。

〔井上委員〕

・それぞれに必要な支援は幾つもあってあげられないと思う。これは最高条例なので「必要な支援」という事で広い意味で入れておいた方が良いと思う。最高条例の中での表現としては、このままの方が適切だと思う。

〔中山座長〕

・我々の資料という事か。条例が制定された時に、必要な支援と言うのはこういう事を含むのだという事を皆さんに説明するという事。

〔逢坂副座長〕

・或いはこの場合はこれが支援だという事を説明する時で良いと思う。

〔事務局～企画課長〕

・ここで必要な支援を行うとなっているが、どんな取り組みをしたのかが検証の時に出てくる。それが条例の制定であったり、家庭、教育、地域で何かをしていたり、子供向け

パンフレットを作ったりなど色々と積み重なっていくものだと思っている。

〔井上委員〕

- ・条例の見直しという事で最後に謳うはずだ。その時に本当に必要な支援をそれぞれの条例で具体的に説明できれば良いと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは「札幌」は削除する。札幌市が大成功をしている感じがしない。

〔笠原委員〕

- ・札幌市を削除し、具体的な都市名をあげないで、「多くの」と入れて「近年、多くの自治体では」はどうか。

〔中山座長〕

- ・「近年」も削除するか。

〔井上委員〕

- ・近年と入れるのであれば、「条約の批准後は多くの」とするか。

〔笠原委員〕

- ・批准後はあまり増えていない。自治体での条約制定に関しては、意外に動きが鈍い。それで北見市にとって見ても、あえてあげたということがある。

〔中山座長〕

- ・多くの自治体がやっていたら、それほど大きな特徴でもないことになる。

〔高橋委員〕

- ・2項の説明が、条文と現実がずれた気がする。「大人は」とあるが、条文では市長・議会等が支援を行う。その支援の内容は先ほどの話だとすると、この「大人」と言うのは、一般的な大人の意味だと思うが。

〔井上委員〕

- ・市民も入っており、市民も市長、議会、全ての大人の代表者だと受け取った。

〔高橋委員〕

- ・どこと言う事は必要ないと思う。何か違和感を感じる。

〔笠原委員〕

- ・子どもを何歳までにするのかという話もあるが、子どもは基本的に守られるという前提にあるので、大人対子どもという事からすると、この方が広くて良い気がする。
- ・あえてその役割やその他までいれてしまうと、市長や議会など役割として見ているようになる。
- ・この第2項では、社会の大人として子どもを見ているという感じになると思う。
- ・そして3段落目の「大人の役割や取組み」と言う事も出ているので、子どもに対する形での大人だと思う。

〔高橋委員〕

- ・全ての大人と言う意味か。それを条文では細かく書いたという事が。

〔井上委員〕

- ・私はそう言うようには取っていなかった。子どもの権利条約と言うのは、全ての子どもが等しく権利を行使できるということで、特徴は、子どもが権利の主体であるという事

が、初めて位置づけられ、そして意見表明権が入っており、全てが守られているわけではなくて、子どもが権利を主張して良いという事が大事にされる方が良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・札幌では安心して生きる権利という事で、命が守られ、いじめや虐待などから守られることや障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないなど、具体的なぶら下がりの条例で定められている。
- ・子ども自身は主体と認めているが、客体の前提があってはじめて子どもの権利条例がある。
- ・経済的差をどうやってうめていくかという個人の話ではなくなるので、広く考えて良いのではないかと。

〔中山座長〕

- ・大人の関係はこのままで良いとする。
- ・先ほど笠原委員から意見があった札幌市を削除し「また、近年、子どもの権利を」とつなげる。

〔井上委員〕

- ・主語がなくなるので、「また、近年、多くの自治体では」とつなげては。

〔中山座長〕

- ・多いのか。日本でどのぐらいの自治体があるのか。虐待などが問題になっている大都市では多いのかもしれないが、他では意外と少ないのではないかと。

〔笠原委員〕

- ・北海道では奈井江町と札幌とあと2つぐらいが検討中だったと思う。
- ・以外に北海道では少ない。

〔井上委員〕

- ・「多く」を入れないで、「また、近年、他の自治体では」としたら良いのではないかと。

〔中山座長〕

- ・そうですね。確実に正しい方にする。
- ・「また、近年、他の自治体では」とする。
- ・必要な支援に関しては、この方が色々なものを含むので良い。あと、「大人は」もこのままにする。

〔高橋委員〕

- ・北見でも条例をつくることを促す意味であるとしたら、第2項の補足にした方が良いのではないかと。
- ・これからつくるといふなら、2項の方がそういった支援をしていくことになるのではないかと。

〔笠原委員〕

- ・解説の段落を入れ替えるということか。
- ・必要な支援の中に、条例制定みたいなものが含まれるからということか。

〔中山座長〕

- ・このままで良いと思う。
- ・子どもの権利を守ることを主体にしている解説なので、支援の説明ではなく、保障するという解説だと思うのでこのままで良いか。
- ・11条確認する。解説の「また、近年、他の自治体では、子どもの権利…」に変更。
- ・その他は、色々検討がありましたが、そのままとする。

第23条（法令の遵守等）

〔中山座長〕

- ・素案の検討時も条例文に関しては、特に議論はなくこのままで良いとのことであった。
- ・解説部分で何か意見あるか。

〔事務局～企画課長〕

- ・条文と解説文で「遵守」と「順守」になっているので、「遵守」に統一させてもらう。
- ・解説中「組織全体がかかわる汚職や不祥事等」とあるのを、順序を逆にし「不祥事等や汚職」に変更させてらう。（組織全体にかかわる不祥事はあるが、汚職は個人にかかるため）

〔水口委員〕

- ・いつも気になるが、コンプライアンス法令順守は組織側から法令を守りきちんとしていようと言っているが、市民の権利や市民を守るための法令順守はどうか。

〔杉本委員〕

- ・組織がかかわる対象に対して、真面目にやれと言うことではないか。

〔水口委員〕

- ・コンプライアンスや法令順守はどこでも盛んに言っているが、結局組織防衛になっていると思う。
- ・ここでも市民のためのコンプライアンスではないと感じる。この条例で使うことが適しているのかどうか。

〔高橋委員〕

- ・遵守するのは基本的な法律なので良いのでは。

〔杉本委員〕

- ・例えば、行政が市政や市民に対して、真面目にやらなければいけないが、一度決めた法令を守れば良いということだけになる。
- ・コンプライアンス重視ならば、本来は市民サービスに対し真面目にやることをカットして、ルールだけを遵守するようになってしまうのが問題である。

〔水口委員〕

- ・どこの組織もコンプライアンスという言葉を使い、組織防衛に動いている。

〔杉本委員〕

- ・これだけやっておけばいいみたいな感じ。

〔水口委員〕

- ・一般的にはこの言葉で良いと思いつつ、疑問を感じている。
- ・この言葉どおり使えば良いが、実際は違う運用をしている、だからコンプライアンスを

使われるたびに危惧する。

〔杉本委員〕

- ・守るべきものは、決まりではなく、市民に対する公正さなどである。

〔水口委員〕

- ・そこを重視して、守るべきものは組織ではない。だから言葉の表現として違うのではないかと思う。

〔中山座長〕

- ・解説文の中段「公正な市政運営を行なうため・・・」をもう少し強調し、書いた方が良いか。

〔杉本委員〕

- ・その方が良い。言葉だけを解釈しているところがあるから、コンプライアンスの目的を書いてない。

〔中山座長〕

- ・そうですね。17条（職員の役割及び責務）には少し書いてはあるが、もう少し「公正な市政運営を行なうため・・・」を具体化し、何のために法令を遵守しなければいけないのかを強調して書く。
- ・目的を解説に入れていく。事務局への宿題。

〔笠原委員〕

- ・逆にコンプライアンスを削除した場合であれば、基本的にこの章のタイトルである「公正と信頼の確保」が目的となる。
- ・結局、行政は中立公平であり、それを保つためには汚職や不祥事も起こさないようにしなければならない。組織そのものは職員のものではなく、市民のものである。
- ・さらに、色々なところからの不当要求なども北見市は18年3月5日付けで内部的には出来ているし、25条では「公益通報」もあえて入れているので、コンプライアンス自体が保身に走ることも、今まで議論してきた全体の条文を見て解釈する以外難しいのではないか。
- ・以前「全体の奉仕者」の言葉を変えたが、「全体の奉仕者」だと更に見えなくなる。
- ・法令順守（コンプライアンス）を言い換えた方が良いのか、あえて使った方が良いのか。

〔杉本委員〕

- ・コンプライアンスという言葉抜いた方が良いかもしれない。本条は公正と信頼を確保することを規定するものですみたいな方が良いかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・最初の基本条例の項目一覧ではコンプライアンスは入っていた。勿論、法令順守は当たり前のことである。

〔中山座長〕

- ・解説の一行目で、「本条は のために法令遵守について定めたものです。」と書き方を変え、目的をいれて読んだ時にはっきりと分かるようにする。
- ・コンプライアンスは削除し、目的についてはあまり具体的に書かずに目的が分かるよう順番を変えたりし解説を書く。

- ・事務局への宿題とする。

第24条（行政手続）

〔中山座長〕

- ・オレンジ部分の「処分、指導及び届出」に関し事務局から説明願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・行政手続法では元々「処分、指導及び届出」に関してであったが、法改正により「意見公募」が追加された。
- ・行政手続条例は行政手続法に基づいて作ることになるが、そうなった場合第33条で意見公募」を別に謳っているので、24条はこれで良いかの確認である。
- ・今、北見市の行政手続条例には法改正後の「意見公募」は直していない。「意見公募」について何か定めるのであれば、別条例で整理するしかないと思う。現状は、法と条例の間はそういう関係にあり、条例素案では別々で記載しているがこれで良いかの確認である。

〔中山座長〕

- ・「意見公募」はここに入っていないが、33条で謳っているので良いかとのことだが如何か。

〔杉本委員〕

- ・それで良いが、今言われた行政手続法と行政手続条例との関係で、意見公募の関係は入っていないということを解説に書いておいた方が良いのでは。
- ・根拠規定というと「意見公募」まで入ってしまうかもしれない。

〔事務局～企画課長〕

- ・整理としては、新たに「意見公募」をきちんと別条例でつくるのか、行政手続条例の中で改正し規定するのか。二通りのどちらかになる。
- ・基本条例でこういう形にすると、別条例で整理しますよということになる。

〔杉本委員〕

- ・手続条例が先にあるから、条例の解説の方に「意見公募」は別物と書いた方が良いのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・法と条例の関係を少し表した方が良いということか。

〔中山座長〕

- ・それは33条の解説では足りないのか。

〔杉本委員〕

- ・とりあえず、23条では片方だけで整合性が取れない状態ですということと言わなくて良いのか。言うべきなのか、言わない方が良いのか。
- ・どっちにしても、大した問題ではないが。

〔中山座長〕

- ・33条（意見公募）では、解説に「具体的な手続について整備することにを規定しています」と記載されているので、あえて書かなくても良いのではないか。（杉本委員了承）

- ・それでは、24条はこのままで良いか。(了承)

第25条(公益通報)

[中山座長]

- ・以前の検討でも、この条文に関してはこのままで良いとされたところである。
- ・解説を含め如何か。

[高橋委員]

- ・条文の「当該行為を是正し、又は防止」だが、ISOなどで言うと予防が先で、予防は予め予想し防ぐ、起こっていない前に防ぐということである。予防の方が良いのでは。

[杉本委員]

- ・予防とすると疑ってかかる訳だから、信頼してないことになる。

[高橋委員]

- ・ただ、こうなるかもしれないということは予め洗い出しておかないとならない。

[笠原委員]

- ・第20条のPDCAと同じように、基本的にそれを入れて考えると言うことは不可能である。
- ・問題は、そのものの話ではなくて第三者、利害関係者或いは先ほどの組織ぐるみの不祥事みたいな兆候が表れない限りはどうしようもない。
- ・組織ぐるみになったとき、自分だけやめましたと言えるかどうか決断してもらわないと滝川市のように数億円の負担が増えることになる。

[高橋委員]

- ・まずいかもしれないと思っていることは止めてもらわないとならない。

[笠原委員]

- ・事業自体の計画段階で、まずこの事業が必要かどうか、事前評価で費用対効果があるかどうか、行政評価の段階で見なければ良い。
- ・それとは違って明らかな違法行為に対する通報をした人が不利益を受けないように。
- ・本来は使わない方が良い条文だが、条文がないことによって市職員の身分が守られなかったら、市民にとっても不幸だし、職員も不幸である。

[杉本委員]

- ・予防で事件が起きなければ一番良いことだが、予防しないがために小さくまとまったりする。元々これらの行政事業といたら、事件が起きないためのサイクルが前提としてすべての事業は行われているはずである。

[高橋委員]

- ・この条文では、結果だけをみることで良いということになっている。

[杉本委員]

- ・予防に関しては、PDCAなどのサイクルで既に行っている。その中でも良からぬ輩がやってしまうので、通報できるようにする。

[高橋委員]

- ・意図的な行為であるか、意図的ではないにしても悪い結果を招くことがあると思う。

〔笠原委員〕

- ・高橋委員の言われる悪い結果とは具体的にイメージしているのか。

〔高橋委員〕

- ・本当にこれで良いのかどうか迷ったときに、発言する場所がなければならない。

〔笠原委員〕

- ・それは事業そのものに対してか。例えば、5年後に何かの事業に10億円を使うなどとは別な意味の話である。

〔高橋委員〕

- ・誰にも分からないことだから、思っていて言わずに告発しなかったとしても非はないのかもしれないが…。

〔水口委員〕

- ・経済団体だったら内部牽制制度などというが、良い意味で牽制し合い、お互い信頼しあうがお互い悪いことするなよと意識する。
- ・内部告発をしたとき身分をどうするかは難しい問題である。確かに不祥事は多々起きているから、健全に身分を保証しないとならないと思う。

〔高橋委員〕

- ・グレーの段階で抽出することは必要ではないか。

〔杉本委員〕

- ・グレーと判断できるように、みんなが監視、チェックしあうことだと思う

〔高橋委員〕

- ・予防と書くだけで、この条文が厳しくなるから良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・防止に予防も含むのではないか。災害防止など予防も含んでいるのでは。
- ・予防と書くと予防だけになるが、防止だと広い意味になる防止の方が良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・是正というと、二度と起こらないようにだけで留まるのかなという感じがする。

〔杉本委員〕

- ・「市民の信頼を損なう行為について」という可能性を含めて、この表現ぐらいが良いのではと思う。
- ・本来、市政運営は信頼しあってやらなければならないことだから、疑ってやっていたらとても仕事などできない。

〔高橋委員〕

- ・意図的な悪意ではないけれども、どうなんだろうというところが気になる。

〔中山座長〕

- ・防止で良い気がする。予防だと狭い。

〔高橋委員〕

- ・是正が先にあるので、再発は防がれる。

〔笠原委員〕

- ・旧常呂町でのメモは、職員が知っていてもあのメモの重要性を言えるかどうか。もし言

った場合にどういう処遇を受けるか。結局、あのようなことは個人にとっても全体にとっても何もプラスになっていない。信頼感を失うだけであり、そういうことへの防波堤である。

〔杉本委員〕

・高橋委員はそこまで行き着く前に防げたらとの意見である。

〔中山座長〕

・「是正し、又は防止」なので、遡っても良いと思う。

〔高橋委員〕

・同じようなことを言っていると思うが、分かりました。

〔水口委員〕

・この文で良いと思う。

〔中山座長〕

・第25条はこのままとする。

第26条（要望、意見等への対応）

〔中山座長〕

・事務局から第30条第2項との関連を指摘されているが説明願う。

〔事務局～企画課長〕

・30条で説明責任ということで協議していたが、第2項を追加し、説明責任及び応答責任になった。

・第2項は、「市長等は市政運営に対する市民からの要望、意見等に対して、分かりやすく説明し、応答しなければならない」を追加したが、26条と非常に似ているのではないかという投げかけである。

〔中山座長〕

・似ているので26条に入れるか、30条に入れるか、どちらかにしたい。

〔逢坂副座長〕

・30条の説明責任は、元々信託していることについて説明する責任があるとのことであった。

・26条はあくまでも問い合わせというか、市民からの何かがあって対応するというものであり、区切りはきちんとしておいた方が良い。

・説明責任は、信託しているから説明するのが当たり前だと。当たり前だけど責任がある。

・そのことを強調するために、情報の共有の30条で説明責任があると思う。

〔事務局～企画課長〕

・第1項は問題ないと思う。2項での応答責任を加えたので。

〔逢坂副座長〕

・応答責任はあくまでも相手から何か言われた時に対応するのが応答責任だと思う。

・説明責任の中で分かりやすく市長等は説明をするということはここで分かるが、ここにもう一つ市民が説明を求めたときは誠実に受け答えする項目を入れておくと説明責任が必要。

- ・例えば説明が不十分なのでもう一度説明してほしいという説明は、応答責任ではなく市民からのものに入れ、ここで応答責任と言わなくても26条で応答責任を明確にすれば良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・どのように変えるか。ほぼ同じであるから。

〔杉本委員〕

- ・違いを見つけられないくらい、同じ内容である。

〔逢坂副座長〕

- ・違いが分かる記述にしないとならない。

〔中山座長〕

- ・両方あった方が良いということか。

〔逢坂副座長〕

- ・両方あった方が良い。
- ・説明責任のところの30条1項はこのままにし、2項かその下に市民が説明を求めたときは誠実に受け答えをするという項目を入れておけば、もう説明責任についての応答責任についてはそこで果たされると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・副座長は30条第1項は市長等は自ら説明することにしており、2項は市民から求められた場合にも誠実に対応するように変えた方が良いということか。

〔逢坂副座長〕

- ・そうである。それがあくまでも説明責任の範囲である。
- ・説明責任の範囲は、あくまでも信託を前提にしたものである。

〔井上委員〕

- ・26条（要望、意見等への対応）と30条（説明責任）が離れているので、違いが分かりにくい、隣り合わせの条になると違いが分かりやすいのではないか。

〔中山座長〕

- ・問題は応答責任と要望、意見等への対応が、同じ内容になっていること。

〔高橋委員〕

- ・30条2項は要望、意見ではなく、質問になるのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・26条のタイトルは元々、「苦情」であった。それが「苦情」という言葉を変えて「意見」にした経緯である。苦情についても誠実に対応するという内容であった。

〔逢坂副座長〕

- ・26条では、苦情を外したが本当に苦情を外して良いのかどうか。

〔井上委員〕

- ・確か、外すときに苦情も意見の中に入るという議論で外したと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・26条の解説で苦情を含めては如何か。
- ・30条は第6章の「情報の共有」のところであり、市政に関する情報は説明する責任が

あるということでは如何か。

〔高橋委員〕

- ・ 30条2項は要望、意見ではなく、質問ではないか。

〔笠原委員〕

- ・ 26条は窓口（行政事務）に対する要望、苦情で、30条の説明責任は市長の政策や施政方針など大きな部分に対してのものだと思う。
- ・ 制度そのものを窓口で言っても、これは答えられない。政策的なことなどの場合にきちんと説明し、市民から改めて意見をもらうことをイメージする。
- ・ それで、あえて別なところになったと考える。
- ・ 条文で「市政運営」や「市政に関する事項」「市政運営の状況」とあるが、どう違うのか文言を整理し区別できればと思う。
- ・ 例えば26条の「市政運営」を「市政運営」ではなく、執行機関の事務関係などに対する要望、意見にするなどとしては。

〔逢坂副座長〕

- ・ 26条はどちらかと言うと窓口的な発想で進めてきたように記憶している。
- ・ 「市政の運営」が重複しているので、そこを変えては。

〔井上委員〕

- ・ 「市政の運営」をやめて、身近なところで市民の声を無視しませんと言うのをここに入れて良い。

〔中山座長〕

- ・ 26条の「市政の運営に対する」を取って良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・ 取った方が良いのでは。市民からの要望、意見等について対応する。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 市長等は、市政から外れる要望意見はもらえないし、迅速に対応することもできない。

〔井上委員〕

- ・ 「市政に関する」にして、30条説明責任では「市政運営」にしては。
- ・ 組織的に説明するのは説明責任にして、市政に関することはどんなことでも26条で対応するとしては如何か。

〔逢坂副座長〕

- ・ 26条は広い範囲で受け付けるとしておいた方が良い。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 26条を「市政に関する市民からの要望意見等」に変えたとしても、30条の「市政運営に対する市民からの要望意見等」との違いの説明が難しい。

〔逢坂副座長〕

- ・ ここは、市民から説明を求めたときに誠実に受け答えするというようにしては。

〔杉本委員〕

- ・ 市民が質問するということは、すべて市政に関することである。

〔逢坂副座長〕

・「説明責任」だから、市民が説明を求めた場合に誠実に受け答えするで良いのではないか。

〔高橋委員〕

・説明された場合ではなく、質問された場合にした方がすっきりすると思うが。

〔中山座長〕

・副座長から、26条はそのまま、30条の2項は・・・。

〔逢坂副座長〕

・30条2項は「市民が説明を求めた場合に、誠実に受け答えするよう努める（又は「するものとする」）」。

〔中山座長〕

・何に対するかは、あえて書かないということか。

〔逢坂副座長〕

・書かない。

〔杉本委員〕

・市政が付いていても、付いてなくても、意味は同じだと思う。

〔中山座長〕

・これが2つともある条例は他市にあるのか。

〔笠原委員〕

・例えば三鷹市の17条では「説明責任」になっており、政策決定の理由を説明することになっている。私も個人的にはそう思っている。

・18条で「要望、苦情等への対応」とし、あくまでも窓口的な対応になっている。

・ただ、我々のものは26条と30条で離れているため、関係が分かりにくくなっている。

〔井上委員〕

・くっついていると分かりやすいのだが。

〔笠原委員〕

・しかも、苦情を取ってしまったので、余計にわかりづらい。

〔中山座長〕

・例えば、30条の2項を無くして26条にまとめてしまうなどは。

〔笠原委員〕

・説明責任は市長等、要望や苦情等は窓口や組織などになる。

〔逢坂副座長〕

・この後、第6章で「情報の共有」のところ、章の総体的な構成の組み立てが出てくると思うが、29条の1項と2項と30条の説明責任が大きな流れになっている。

・そう言う位置付けで、あえて情報の章に入れた。だけど、応答責任は26条の窓口対応の位置づけで切り口をはっきりさせて、文言を変えて違う考え方だということだけは確認する必要があると思う。

・30条2項は無くして、市民が説明を求めた場合にすれば、26条はそのまま生きてくる。

〔中山座長〕

・その方が分かりやすいと思う。

- ・30条の説明責任でまた少し検討することとして、26条はこのままにする方が良いのではないか。如何か。(委員了承)

[逢坂副座長]

- ・もう一つ、「苦情」を取ったので、解説に「苦情等」と一言入れておく必要がある。
- ・一人でも不満があれば、吸い上げますという姿勢は大事である。

[中山座長]

- ・解説に入れてはとの意見だが、如何か。
- ・それでは解説の中に「苦情」を追加し、「要望や意見等が提出されます」を「要望や意見、苦情等が提出されます」に変更します。(解説の一行目の「要望、意見等」はそのまま)

第27条(権利の擁護)

[中山座長]

- ・38回の会議で、タイトルを「権利の擁護」とし、条文も「機関を設置する」を「オンブズマンを設置する」に変更決定している。
- ・それ以外に何か意見等あるか。杉本委員如何か。

[杉本委員]

- ・解説について違和感はない。

[中山座長]

- ・このままで良いか。(委員了承) それでは27条はこのままとする。

第28条(監査)

[中山座長]

- ・ここに注釈が書かれているが、事務局説明を願う。

[事務局～企画課長]

- ・以前議論したときに、ここを残しておこうとなったが、市長以外の執行機関で監査だけを抽出しているので、どうだろうかということである。
- ・先ほどの、子どもの権利も同じだが、市民に子どもも含まれているがあえて子どもの権利で外だしし北見市として強調しているが、ここであえて監査だけを出しているのは、何か特別な部分があるかどうか。

[笠原委員]

- ・本来はもう一歩進んで外部監査まで書きたかったが、そこまではということだったのであえてここで抜書きすることで落ち着いた。
- ・行政評価もそうであるが第三者機関など、監査についても外部監査が想定できるのでは。

[中山座長]

- ・結局それはもう無くしても良いのか。

[笠原委員]

- ・今の段階でそこまで言うと逆に難しいかなと思う。

[中山座長]

- ・そう言うことであれば、このまま強調するために残しておきたいということであるから、

そのままとしたい。

〔高橋委員〕

・監査委員は別に法律などあるのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

・自治法にある。

〔高橋委員〕

・条文に「適法性及び妥当性のほか」は良いが、「経済性、効率性及び有効性などの観点
踏まえ」は越権行為にはならないか。

〔逢坂副座長〕

・それは独立した機関だから良い気がするが。

〔高橋委員〕

・法で規定されていて、それ以上できないということもあるのでは。

〔事務局～企画課長〕

・監査は間違っていないかだけでなく、当然効率性も意見としては出てくる。

〔事務局～企画財政部次長〕

・現実には監査審査意見書が出されるが、その中には効率性や経済性などの意見が出てく
る。自治法に経済性が出てくるかは見てみないと分からないが、監査の視点には効率性
などはある。

〔高橋委員〕

・分かりました。

〔中山座長〕

・それでは、28条はこのままとする。

第6章 情報の共有

第29条（情報の公開及び提供）

〔中山座長〕

・タイトルの「情報の公表、提供及び公開」がオレンジになっているが事務局説明願う。

〔事務局～企画課長〕

・当初は「情報の公表、提供及び公開」でしたが、第2項を追加したため、第1項が公開、
第2項が提供となったため、タイトルを「情報の公開及び提供」にしては如何かという
提案である。

〔中山座長〕

・私もその方が良いと思う。

〔逢坂副座長〕

・それで良いと思う。

〔中山座長〕

・ではタイトルは、「情報の公開及び提供」とする。

・あとは、保留と書かれている部分で、知る権利やシステムなどに関して整備するという

ことをどこかに入れた方が良いのではという意見が以前あったが如何か。

- ・この条文から整備することが付いてくるのか、それとも明確に入れた方が良いのか。

〔逢坂副座長〕

- ・システムのところはシステムの中身を表すために少し但し書を入れた方が良いのではないか。
- ・そうであれば、2項の最後に「この場合においては市長等はまちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努める」というようなシステムの要素を少し加えた方が良いと思う。
- ・ここは、まちづくりや市民参加、共働などを行う場合に必要な情報を出すべきだという意味合いで捉えている。

〔高橋委員〕

- ・3項にデータベースの管理みたいなものを…。

〔逢坂副座長〕

- ・そのためには、きちんとした体制を整えておかなければダメである。例えば、情報の的確な収集、管理をきちんとする。それを利用して、市政に関する必要な情報の作成し、積極的に市民に提供していくことになる。
- ・あくまでもここは、共働と市民参加のための情報共有という位置づけ。

〔中山座長〕

- ・解説で書いても良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・それは構わない。

〔杉本委員〕

- ・2項以上にキーワードを条文に入れないほうが良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「情報の収集及び適切な管理」を第2項に対応する解説の中に付け加える。管理は大切である。宿題として事務局に預ける。

〔笠原委員〕

- ・市側が提供するのには良いが、市民がアクセスするなどの共有できる場の整備のあたりが解説でもまだ足りないような気がする。
- ・知る権利を確保するというか、最終目標は共有であり、市政に関することを市民に公開するアクセスを整備していかないと、一方的に市側が提供するだけでは足りない。

〔中山座長〕

- ・知る権利についても解説の中で書いた方が良いということである。
- ・先ほどの「情報の収集及び適切な管理」と「知る権利の保障」について解説に追加する。

〔逢坂副座長〕

- ・知る権利の保障は解説に「市民の権利の一つである「市政に関する情報を知る権利」を保障するものです」の部分に一応入っているが、多少補足していくか。
- ・ここまで書いてあるとこれで良いような気がするが。

〔中山座長〕

- ・その辺も含めて追加を考えてみることにする。

第30条（説明責任）

〔中山座長〕

- ・先ほどの26条との関連。改めて見ると2項の解説も殆ど同じである。

〔事務局～企画課長〕

- ・条文が同じように感じるので、解説も同じようにした。

〔中山座長〕

- ・やはりここは変えたい。
- ・副座長から先ほど意見をもらった。

〔逢坂副座長〕

- ・「市長等は市民から説明を求められた場合は、誠実に受け答えするものとする（努める）」
- ・2項は削除し、26条ですべてを生かす。

〔中山座長〕

- ・「市民から説明を求められた場合」というのは、何に対してかを書かなくて良いのか。

〔逢坂副座長〕

- ・市政に関すること。要するに1項目の中身についてさらに市民が知りたい時に説明をするということ。
- ・ただ、説明されっぱなしというのも困ったもんだが。

〔高橋委員〕

- ・説明責任というと、質問をした人に対して答えなければならない。
- ・説明しっぱなしとはならないと思う。

〔井上委員〕

- ・応答責任を付けずに説明責任だけの方がスッキリする。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・この章の情報を公開するという部分でいくと説明責任。応答責任は26条で謳うということを当初つくった。

〔逢坂副座長〕

- ・それが議論していくとごっちゃになった。

〔中山座長〕

- ・以前の議論では、30条1項の最後の方に「・応答」を加え、「説明・応答するものとする」としていた。

〔逢坂副座長〕

- ・そうした方が分かりやすいかもしれない。

〔井上委員〕

- ・今考えると26条はこのままにして、30条は説明責任だけにした方がはっきりする。

〔中山座長〕

- ・私もそう思う。

〔井上委員〕

- ・あくまでも応答については26条として、情報の共有に関する説明責任は30条です
とした方が良い。

〔逢坂副座長〕

- ・私もその方がすっきりすると思う。

〔中山座長〕

- ・副座長が良いと言うなら、30条は「説明責任」というタイトルにし、最後の方に「・
応答」を加え、「説明・応答するものとする」に修正する。

〔逢坂副座長〕

- ・それで良いと思う。2項を削除して。

〔中山座長〕

- ・みなさん如何か。

〔杉本委員〕

- ・元々見分けがつかなかったから、それで良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・確認。30条は2項を削除し1項のみとなり、「説明責任」というタイトルにし、最後
の方に「・応答」を加え、「説明・応答するものとする」に修正する。

〔井上委員〕

- ・26条も前のままにして、「苦情」を条文に加え「要望、意見及び苦情等」にしてはど
うか。

〔中山座長〕

- ・以前の議論で入れないという結論になった。

〔井上委員〕

- ・「意見」のなかに「苦情」も含めて広くとられるのか、意見要望といふとなんとなく…。

〔杉本委員〕

- ・市民からの声を「意見」と受け取るか、「苦情」と受け取るか。「意見」として受け取
れないようでは困るのではないかということであった。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・以前もその議論で、「苦情」と思うのは受けた側が思うだけで、言ってる方に苦情とい
うのは失礼だとの議論だった。

〔井上委員〕

- ・「苦情」で言っている市民もいると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・「苦情」で「意見」をいうということ。

〔井上委員〕

- ・あえて「苦情」と入れた方が分かりやすい。

〔逢坂副座長〕

- ・市民が「苦情」を言えるということはあっても良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・「苦情」はまずオンブズマンでは。

〔逢坂副座長〕

- ・法的対応はオンブズマンだが、一般市民の日常的なことはまずは「窓口」になる。

〔杉本委員〕

- ・感情の入った様々な苦情よりは、やはりきちんとした意見を言ってもらえることが良いのではないかと。

〔井上委員〕

- ・「苦情」が入っていた方が身近である。

〔中山座長〕

- ・妥協案として、26条の解説に入れることでは如何か。
- ・30条は2項を削除したので、解説が大幅に変更される。事務局への宿題。
- ・確認。30条は2項を削除し1項のみとなり、「説明責任」というタイトルにし、最後の方に「・応答」を加え、「説明・応答するものとする」に修正する。
- ・30条解説の「また、・・・」から最後までは、2項を削除したので書き換える。1項部分を肉付けする。

第31条（個人情報の保護）

〔中山座長〕

- ・ここは問題ないと思いますが、如何か。

〔逢坂副座長〕

- ・これで良いのではないかと。

〔中山座長〕

- ・31条はこのままとする。（委員了承）
- ・今日はここまでとする。

その他

〔中山座長〕

- ・「共働」の考え方を検討した専門部会のメンバーの方、この後少し話し合いたいのでよろしく願います。

次回の会議について

〔事務局～企画課長〕

- ・「共働」の検討専門部会から「第8章 共働の推進」にかかる条文の検討案が出されているので、配布する。次回使用予定。
- ・副座長から「第7章 市民参加」について資料が出されているので配布する。次回使用予定。
- ・次回は8月25日（火）に開催する。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。

～ 第 4 2 回 検討内容のまとめ～

第 7 条（共働の原則）

修正なし（第 42 回資料 1、解説文修正案のとおり）

第 1 3 条（議会の役割及び責務）

一部修正

第 42 回資料 1、解説文修正案の中段「なお、情報公開については、議会独自の条例を制定している自治体もありますが、北見市では既に制定されている北見市情報公開条例において実施機関として位置付けられています。」に修正。

第 2 0 条（行政評価）

一部修正

第 42 回資料 1、解説文修正案の中段「いわゆる P D C A サイクル」を削除。

第 2 1 条（組織運営等）

修正なし（第 42 回資料 1、解説文修正案のとおり）

.....

第 1 1 条（子どもの権利等）

解説文を一部修正

解説文中段「札幌市をはじめ」を削除し、「また、近年、他の自治体では...」に修正。

第 2 3 条（法令の遵守等）

解説文を一部修正

「順守」を「遵守」に統一、「(コンプライアンス)」を削除、「汚職」と「不祥事等」を入れ替える。この条文の制定する目的を追加する。事務局が案を作成する。

第 2 4 条（行政手続）

条文、解説文ともに修正なし

第 2 5 条（公益通報）

条文、解説文ともに修正なし

第 2 6 条（要望、意見等への対応）

解説文を一部修正

解説文へ「苦情」を追加し、「要望や意見等が提出されます」を「要望や意見、苦情等が提出されます」に変更。（解説の一行目の「要望、意見等」はそのまま）

第27条（権利の擁護）

条文、解説文ともに修正なし

第28条（監査）

条文、解説文ともに修正なし

第29条（情報の公開及び提供）

タイトル、解説文を一部修正

タイトルを「情報の公開及び提供」に変更。

解説文へ「情報の収集及び適切な管理」と「知る権利の保障」について追加する。
事務局が案を作成する。

第30条（説明責任）

条文、解説文を一部修正

第1項に「応答」を追加し、「説明・応答するものとする」に修正。

第2項を削除。それに伴う解説文の「また、市政運営・・・」を削除し、説明責任をもう少し詳しく書く。事務局が案を作成する。

第31条（個人情報の保護）

条文、解説文ともに修正なし